

## 無期転換ルール導入に向けて

### 高度専門職・継続雇用の高齢者に関する特例について

参考：厚生労働省ホームページ

「専門的知識を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」により、無期転換申込権が発生しないこととする特例が設けられています。

#### <特例の対象者と条件>

◇特例の対象者となるのは、以下です。

- ①「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」（特定のプロジェクト等）に就く高度専門的知識を有する\*有期雇用労働者

※高度専門職の要件と範囲については厚生労働省「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」パンフレットを参照下さい。

- ②定年後に有期契約で継続雇用されている高齢者

#### <特例の効果>

◇特例の対象者について、無期転換申込権発生までの期間が延長されます。

上記①の対象者：一定の期間内に完了する事が予定されている業務につく期間（上限10年）

上記②の対象者：定年後引き続き雇用されている期間

特例の適用にあたって

事業主は上記①の対象者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等、上記②の対象者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施しなければなりません。

#### <特例の認定・申請>

◇特例を適用するには、都道府県労働局長の認定が必要です。認定を受けるには、本社を管轄する都道府県労働局に対し申請を行う必要があり、診査を必要とするため、申請から認定を受けるまで一定の期間を要します。

※特例に係る申請が現在全国的に増加しており、特に、東京、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、大阪、福岡労働局においては認定までに時間が掛かる事があるそうです。

※すべての労働局において、平成30年3月末日までに認定を受けることを希望する場合は、平成30年1月中に申請をするように厚労省HP内で呼びかけられています。

### <特例適用の際の主な流れ>

1. 無期転換ルールの適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に対して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成  
↓
2. 事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出  
↓
3. 都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行う  
↓
4. 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象者（高度専門職と継続雇用の高齢者）について、無期転換ルールに関する特例が適用される  
※結城労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されることを対象者に明示する必要があります。

### <参考>

詳細は、下記をご参考下さい。

厚生労働省 HP：労働契約法の改正について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/)

パンフレット「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」  
(PDF)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000075676.pdf>

問い合わせ

本社を管轄する都道府県労働局に設置されている「無期転換ルール特別相談窓口」まで

[http://muki.mhlw.go.jp/campaign/counseling\\_cp.pdf](http://muki.mhlw.go.jp/campaign/counseling_cp.pdf)

都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>